

よく申候べく候。われ〱四五日以前ニ御いとまにて下申候し。

(慶長五年十一月十日)

(羽柴肥前守利長は)

(村井長頼) 殿

参

十二月十日。前田利長、羽咋郡氣多社に、貳百石の地を安堵せしむ。

【氣多神社文書】 羽咋郡

二二五三

一宮(社)領寄進候事、利家如印判、貳百石之所無相違可有御知行。仍如件。

慶長五年極月十日

(前田) 利長 在判

一宮 大監物殿

【氣多神社文書】 羽咋郡

二二五四

以上

一宮へ御寄進貳百石事、利家様如御印、無相違被遣候。利長様如御意、少も滞事有之者可被申上候。彌御祈念

專一候。恐々謹言。

慶長五年

極月十日

一宮 監物殿

奥村長兵衛 在判

(天正十年八月前田利家社領四百俵、修理田三百俵を寄進したるが、そは一俵三斗入なりしを以て、今改算して二百石と圖りしものなるべし。)

雜 載

一 本願寺關係文書

【善照坊文書】 金澤

二二五五

誠新年之嘉慶、未雖御子細候、尙以幸甚々々不可有休期候。仍百疋慥ニ請取候。乍御煩祝着候。又雖比興至候、扇一本進之候。每事期上洛候也。恐々謹言。

二月四日

蓮 如在判

淨教坊 御返事

【上宮寺文書】 金澤

二二五六

深雪ニ候處、音信返々悦入候。就其百疋慥ニ請取候。御志至爲悦候。年内無餘日候間、來春早々可申候也。恐々謹言。

十一月八日

蓮 如在判

【帖外御文】

二二五七

毎度志ども返々ありがたく候。ことに今度又千疋之分、かゝす〱わづらひのいたり候。それにつき、よく〱信心決定候て、報土の往生治定せられそるべく候。人間は老少不定のさかひにて候へば、いそぎ〱往生決定の信をゑらるべし。愚老も七十有餘の身にて候へば、且暮を期せずこそ候らへ。いかさま命もそろはど、春は見参に入候べく候。あなかしこ〱。

十一月廿八日

蓮 如在判

(龍美郡) 四講 中へ

【帖外御文】

二二五八

四講毎年約束之分、慥請取候。千萬難有候。就其老少不定之人間に候間、他力信心能々可有決定候。いかなる罪ふかき身なりとも、彌陀如来を一心一念にたのみまひらせん人々は、かならず御たすけ候べく候。うたがひなく念